

【EU】

3 一般原則

(化学的因子からの労働者の保護に関する指令)

第6条

特定の保護および予防措置

1. 雇用者は、作業中の労働者の安全および健康に対する危険有害性化学的因子によるリスクが除去され、または最低限に低減されることを確実にするものとする。
2. 第1項を適用する上では、なるべく置換えが行なわれるものとし、それにより雇用者は、場合に依りて、危険有害性化学的因子を、その使用条件下で、労働者の安全および健康に対して、有害性でないかまたは有害性がより低い化学的因子またはプロセスと置き換えることにより、危険有害性化学的因子の使用を避けるものとする。

その活動の性質により、置換えによってリスクが除去されることを許されない場合には、第4条で言及される活動およびリスク評価を考慮した上で、雇用者は、第4条に従って行われたそのリスクの評価結果と整合性の取れた保護および予防措置の適用により、そのリスクが最低限に低減されることを確実にするものとする。これらは優先順に下記を含む：

- (a) 作業場における労働者の安全および健康にリスクを呈する可能性のある危険有害性化学的因子の放出を避けるまたは最小化するための、適切な作業プロセスおよび工学的管理手段の設計、および適切な機器および材料の使用；
- (b) 十分な換気および適切で組織的な対策等の、リスクの発生源における全体的保護措置の適用；
- (c) ばく露が他の手段により予防できない場合には、個人保護具を含む、個別的保護措置の適用。

リスクを管理するための保護および予防措置に関する実用ガイドラインが、第12条2項に従って作成されるものとする。

3. 本条の第2項で言及される諸措置は、それがそのリスクの性質に対して適切であれば、第10条に従う健康診断を伴うものとする。
4. 第2項に従って、適切な予防および保護が達成されているということを雇用者が他の評価(evaluation)手段により明確に立証するのでない限り、その雇用者は、特に職業ばく露限度値に関連して、作業場における労働者の健康へリスクを呈する可能性のあるそのような化学的因子の測定が必要であるということで、定期的に、および化学的因子への労働者のばく露に影響を及ぼすかもしれない条件に何らかの変化が生じたときに、実施するものとする。
5. 雇用者は、第4条で定められるまたは同条の結果として生じる義務を遂行する上で、本条の第4項で言及される手続きの結果を考慮に入れるものとする。

いかなる事情があっても、ある加盟国の領土で正式に設定された職業ばく露限度値が超過された場合には、その雇用者は、予防および保護措置を実施することによりその状況を矯正するために、その限度の性質を考慮に入れて、直ちに処置を講じるものとする。

6. 第4条および第5条におけるリスクの全体的評価およびリスクの予防のための一般原則に基づいて雇用者は、化学的因子の物理-化学的性質に起因する有害性に抗して労働者の保護を提供した上で、相容れられない化学的因子の貯蔵、取扱いおよび分離を含む、業務の性質に対して適切な技術的および/または組織的な対策を講じるものとする。特に、雇用者は以下を、優先順に、行うために措置を講じるものとする：

- (a) 危険有害性濃度(hazardous concentrations)の引火性物質もしくは危険有害性量(hazardous quantities)の化学的に不安定な物質の作業場における存在または、作業の性質がその存在を許さない場合に、それを予防するため、
- (b) 火災および爆発を引き起こし得る発火源の存在、または化学的に不安定な物質もしくは物質の混合物に有害な物理学的影響を引き起こし得る悪条件の存在を回避するため、および
- (c) 引火性物質の着火による火災または爆発の場合における労働者の健康および安全への有害影響、または化学的に不安定な物質もしくは物質の混合物に起因する有害な物理学的影響を軽減するため。

労働者の保護のために雇用者により提供される機器および保護システムは、健康および安全に関連する設計、製造および供給に関する該当する共同体規定に従うものとする。雇用者により講じられる技術的および/または組織的な対策は、「潜在的爆発性大気中での使用を意図される機器および保護システムに関する加盟諸国の法律の近似化に係る1994年8月23日付欧州議会および理事会指令94/9/EC」の付属書Iにおける機器グループ・カテゴリー分類(equipment group categorisation)を考慮し、かつそれに一致しているものとする。

雇用者は、工場、機器および機械類の十分な管理、または爆発抑止機器もしくは爆圧開放処理装置を提供するための措置を講じるものとする。